

鹿児島県障害者介護給付費等不服審査会委員総会
審議の概要

1 会長の選任

運営規程第3条第1項の規定により、山畑委員が選任された。

2 副会長の選任

運営規程第3条第2項の規定により、有村委員、黒田委員が選任された。

3 合議体の構成

運営規程第8条の規定により、次のとおり決定した。

	第1合議体	第2合議体	第3合議体
1	川村 英俊 (医師：身体)	小倉 雅 (医師：身体)	有村 公良 (医師：知的)
2	山畑 良蔵 (医師：精神)	黒田 篤 (医師：知的)	江川 さおり (医師：精神)
3	牛山 直美 (社会福祉士)	笹川 純子 (精神保健福祉士)	西 綾 (作業療法士)
4	吉田 美佳 (県高齢者生き生き推進課)	平名 章二 (理学療法士)	四元 俊彦 (県保健所)
5	茶屋道 拓哉 (鹿児島国際大学)	山下 亜矢子 (鹿児島大学)	本田 晴久 (弁護士)

4 合議体の議長の選任

運営規程第10条第2項の規定により、第1合議体の議長を山畑会長、第2合議体の議長を黒田副会長、第3合議体の議長を有村副会長と決定された。

5 今後の合議体の開催

今後審査請求がなされた場合は、第1合議体→第2合議体→第3合議体の順で開催することが了承された。

6 その他

運営規程第7条第2項の規定により、議事要録の署名人に吉田委員、四元委員を指名し、了承を得た。